

○血液製剤の取扱について

(昭和二九年七月一五日)

(薬事第一八一〇号)

(厚生省薬務局長あて愛知県知事照会)

東京都千代田区飯田町二の一日本製薬株式会社が名古屋大学医学部附属病院内に「名大中継所」を設けて、ここに「クエン酸塩加入全血液」を常時貯蔵し、必要に応じて同院内の患者に供給すると共に、他の病院の求めに応じて出荷している事実があり、この種薬剤の性質上、供給の迅速を要することは申すまでもないがその取扱方法について、いささか疑義があるので、左記事項について至急貴局の御見解を承知いたしたく御伺いします。

記

- 1 同病院内の患者で輸血を必要とするものに対しては「名大中継所」より薬剤の供給をすると共に、他の病院の求めに応じて、薬剤の配達をすることは、医薬品販売行為であつて「名大中継所」は医薬品販売業の一店舗と解すべきものと思われる。
- 2 前項、前段の行為中、特に自費患者については、その都度患者より直接代価を受け取り、同社の領収証を発行しているが、このことは明らかに一般大衆に対する直接販売行為と解すべきものと思われる。
- 3 日本製薬株式会社は勿論、医薬品販売業の登録を受けているものと推察されるがかりに所謂「委託販売」であつても、医薬品販売業の登録をうけていない病院に依託することは合法的とは考えられない。

(昭和二九年九月六日 薬収第六二四号)

(愛知県知事あて厚生省薬務局長回答)

- 1 照会にかかる行為中中継所から他の病院の求めに応じて薬剤を供給する行為及びその病院内の患者に対し直接代価を受け取つて薬剤を販売する行為は、いずれも中継所を店舗として医薬品の販売業を営む行為と認められる。
- 2 右以外の行為については、病院が薬剤を購入して患者に使用すると認められる限り、これを医薬品の販売業を営むものと解することはできない。
- 3 照会記2については貴見のとおり。  
おつて、生物学的製剤を取り扱う医薬品販売業の取扱については検討中であるので、右をお含みのうえよろしく御指導願いたい。